

## I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

### 第 1 森林整備の現状と課題

#### 1 市の特色

本市は、静岡県東部の、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）の西の玄関口に位置している。東西に約 11.1 k m、南北に約 13.2 k m、面積は約 6,202 h a で、西に愛鷹山麓、東に箱根連山を控え、山間丘陵地帯が約 3 分の 2 を占めている。市の北部には標高 3,776m 富士山がそびえ、その雪解け水が市内随所に湧き出て、清らかなせせらぎが市民生活の中に溶け込んだ美しい自然と温暖な気候に恵まれている。

写真 1-1 箱根西麓から望む富士山



写真 1-2 楽寿園小浜池の湧水



#### 2 市の概況

本市は、古くは三嶋大社の門前町、東海道の宿場町として栄え、現在では国道 1 号と伊豆の中心部を通る国道 136 号が交差する位置にあり、静岡県東部地方の交通の要衝として重要な役割を担っている。

市制を施行したのは、昭和 16 年 4 月で、昭和 44 年には新幹線三島駅が開設されている。

本市の森林の大部分を占める箱根西麓は元々森林の無い地域（草刈り場）で、昭和 15 年に植林を開始し、昭和 27 年に「植樹祭」が挙行されて以来、植林が急速に拡大し、現在に至っている。

また、古くから箱根の西側、標高 50m 以上の斜面に広がる畑では、だいこんや馬鈴薯などの露地野菜が栽培されている。

この地域で採れた野菜は「箱根西麓三島野菜」と呼ばれ、味と品質の高さから首都圏へ多く出荷されている。

写真 1-3 植林された頃の箱根西麓



写真 1-4 箱根西麓三島野菜



水系は三つに分けられ、第一の水系は境川・沢地川・山田川・竹倉川・夏梅木川でいずれも箱根の西麓に源を発して、下流域のかんがい用水となり、大場川に合流している。第二の水系は、楽寿園・菰池・白滝公園のわき水が、源兵衛川や桜川となって市街地を幾筋にも流れ、昔から「水の都」といわれる所以となる水系である。第三の水系は、函南町桑原の禁伐林（水源用の保安林）に水源を発して、下流域のかんがい用水となり、途中丹那トンネルのわき水を集めて来光川となる。

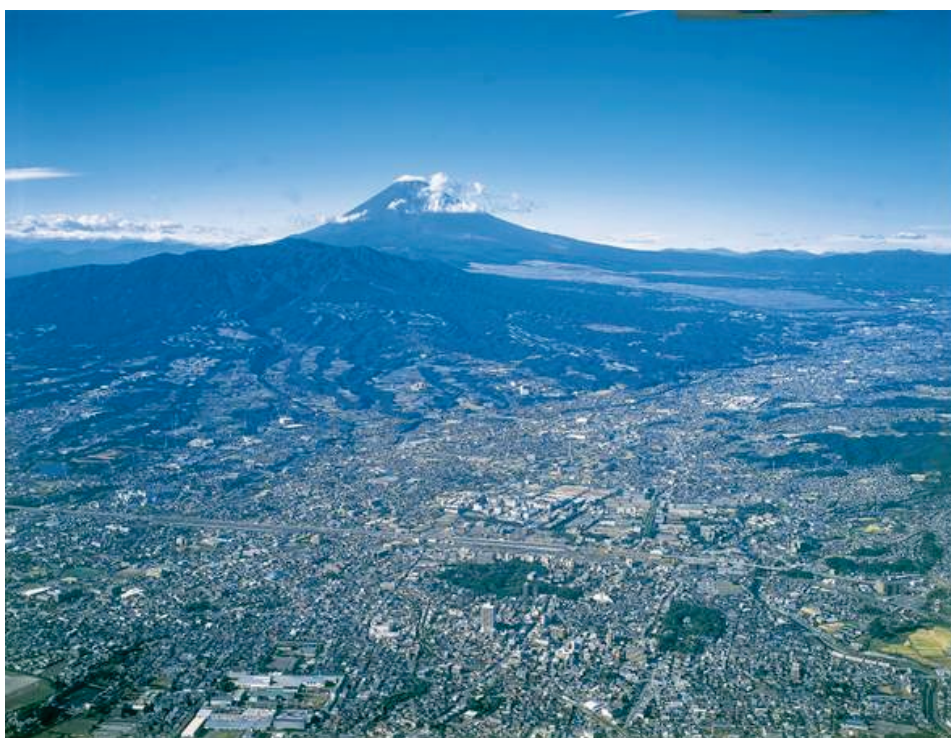
現在は、東名・新東名高速道路に直結している東駿河湾環状道路が、市内を通り伊豆中央道に接続することを好機と捉え、「“ふじのくに”のフロンティア」を拓く取組として、企業立地による新たな産業拠点の整備や医療・健康関連産業等集積を推進し、内陸部の発展を図っている。

また、同時に伊豆・箱根への観光の玄関口として、箱根西麓の新たな観光施設等を活用し地域の活性化を図り、人口約 107,000 人を要する中核都市として、さらなる飛躍を図っている。

写真 1 - 5 市の位置図



写真 1-6 三島市全体の写真



### 3 三島市森林整備計画の役割

本計画では、森林・林業に関するさまざまな状況を踏まえ、本市が目指すまちづくりの将来像である「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」の実現を目標に、健全な森林の保全に向けた取り組みを進めるための方針や森林整備の技術的な指針を定めていく。

### 4 森林資源の概要

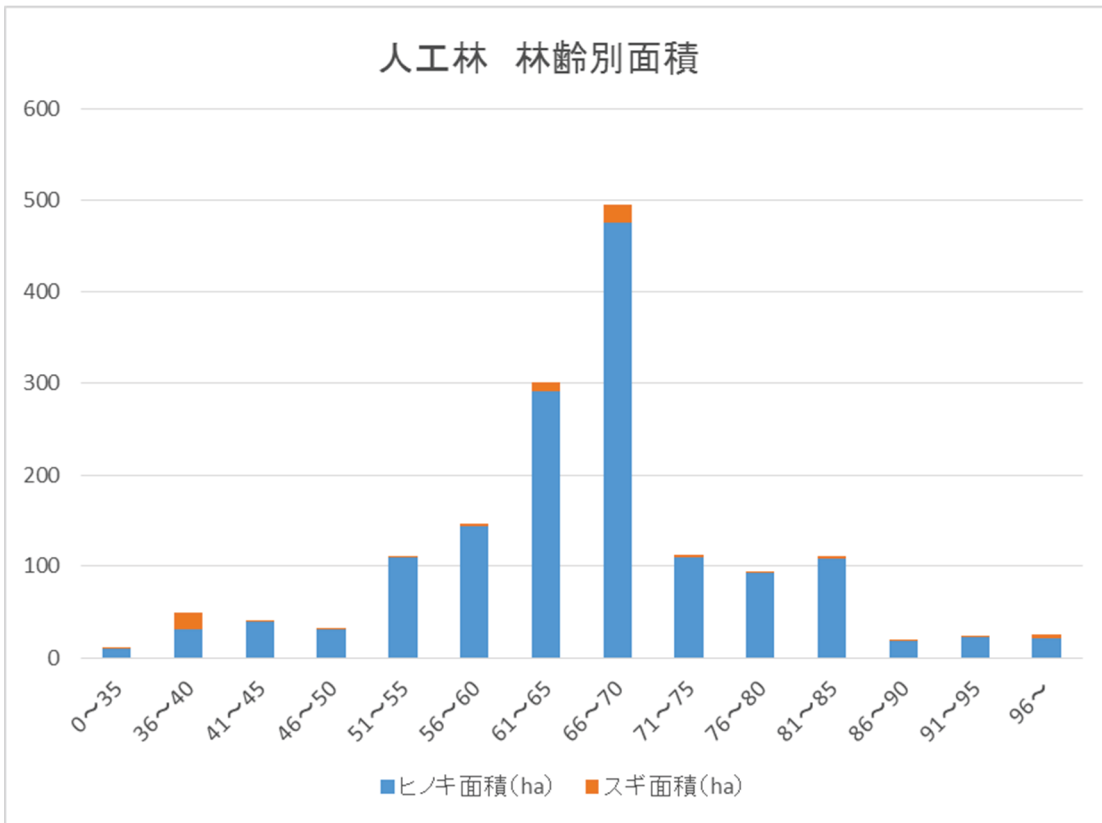
本市の総面積 6,202ha のうち森林面積は 2,313ha（民有林 2,313ha、国有林 0ha）であり、森林率は 37.3%となっている。

本計画の対象森林面積は 2,313ha であり、概ね箱根西麓に位置する。その内、ヒノキを主体とした人工林は 1,605ha（人工林率は 70%）と、大部分を占めている。人工林の約 90%は 46 年生以上で占めており、資源として十分成熟しており、積極的な利用が望まれる。

また、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨による災害への対応が必要なことから、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっており、木材生産を通じて森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。



表 1-1 森林資源の状況 (令和 3 年度森林簿より抜粋)



## 5 市民協働の森林づくり

平成 27 年度から長期にわたる常設の森林施業の人材育成機関を設置するため、NPO 法人三島フォレストクラブ及び箱根山組合と協働して「箱根西麓森林塾」を開催し、次世代に繋がる森林施業の担い手の育成を実施している。

これらの継続的な活動が評価され、同法人は平成 30 年度に一般社団法人全国森林レクリエーション協会が主催する「第 30 回森林レクリエーション地域美しの森づくり活動コンクール」において林野庁長官賞を受賞した。

写真 1-7 林野庁長官賞

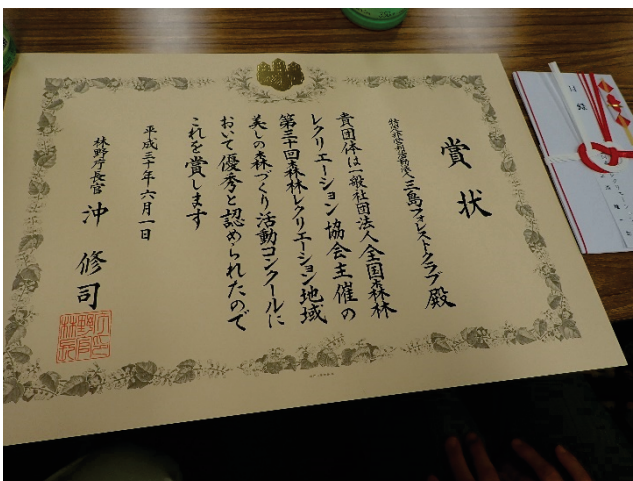


写真 1-8 「箱根西麓森林塾」





## 6 木材を利用した建築

本市では平成 25 年 9 月「三島市公共建築物における木材利用の促進に関する方針」制定し、公共施設における木材使用方針を明確化した。県産材を中心とした木質製品の積極的な使用に加え、公共施設の内装材や外装材を中心に木材の使用を推進している。

写真 1-9 山田川自然の里「休憩施設」(県産材 80%以上使用)



## 7 森林整備を進める上での課題

令和元年度に森林経営管理制度に基づいた意向調査を以下のとおり実施した。その結果、森林所有者が自力で森林管理を実施している割合が 20%であり、それ以外の場所においては、森林所有者が森林管理を担うことができない実態が判明した。

### 【意向調査の概要】

対象者 255 人

箱根山組合から借地し森林を管理している者（共有含む）

面積 約 529ha 639 筆

返答率 72% (183 人 420.54ha 595 筆)

森林の現状に対する市民の意識について次のとおりである。

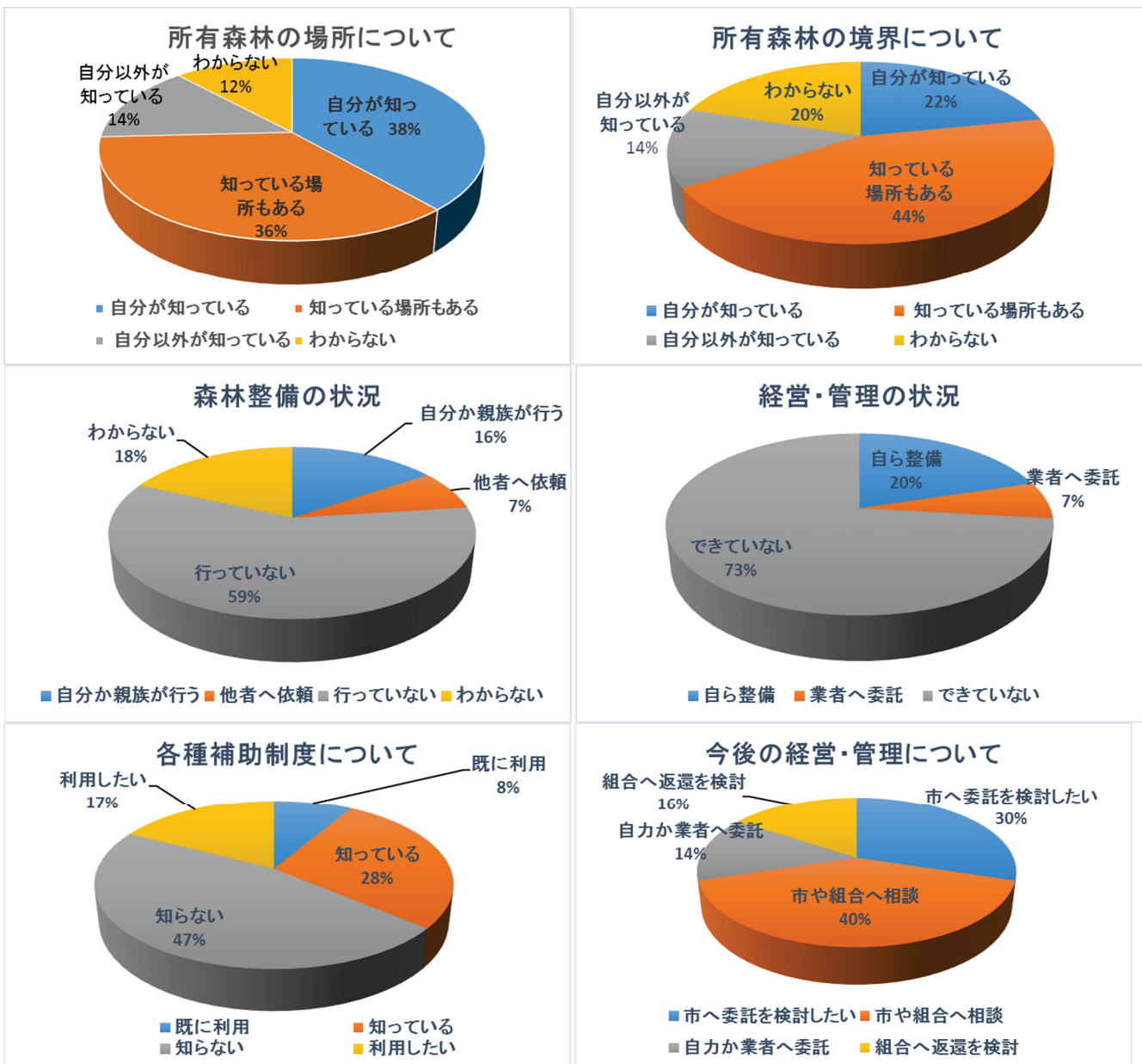
- ・「所有森林の場所について」は、全体の約 4 割の人が知っているとは回答したものの、その他 6 割の人は完全に把握できていない状況である。
- ・「所有森林の境界について」は、場所以上に不明な点が多く、森林整備の弊害となっていることが浮き彫りとなった。

- ・「経営・管理の状況」は、7割以上が出来ていない。
- ・「今後の経営・管理について」は、自力もしくは業者に委託して行うと回答した人が14%。市に委託を検討したいと回答した人が30%いるほか、まずは相談したいと回答する人が40%と多数をしめている。

また、経営・管理の意向がなく、箱根山組合へ土地を返還することを検討している人が16%にのぼることも明らかとなった。

今回の調査は三島市の森林の大部分を占める箱根山組合管理地におけるものであり、この内訳は他の地域と大きくかい離するものではないと考え、この結果を市全体の意向ととらえ、今後の本市での森林整備の考え方の指標とする。

表 1-2 意向調査結果



## 8 今後の重点的な取組

### (1) 森林の公益的機能発揮のための森林整備の推進

集中豪雨や台風による災害を未然に防止し、市民の生命・財産を守るため、健全な森を育成し、水源涵養機能や山地災害防止などの森林のもつ公益的機能の増進を図るため、計画的な間伐や森林整備を進めることが重要である。

また、意向調査の結果から箱根山地域の森林所有者の多くは、市に相談したいという意向を示していることから、まず市が森林整備の計画をたて、森林所有者に整備内容を丁寧に説明していく。

今後は、森林環境譲与税を財源とした「森林経営管理制度」に重点的に取り組むとともに、従前の「森林経営計画」の推進も引き続き実施する。

### (2) 森林整備推進のための具体的な施策

上記の制度等を推進するためには、森林所有者情報と、森林の状況の両者を把握する必要があるため、本市では林地台帳の精度向上（情報更新）および航空レーザー解析等による森林の状況把握に努めている。

また、「森林経営管理制度」を効果的に進めるため、箱根山組合管理地以外における意向調査も同時に実施する。

### (3) 関係機関の連携体制の構築

本市では、森林環境譲与税の使途の検討や、上記森林経営管理制度および森林経営計画を効率的に推進するために、平成30年度から「三島市森づくり連絡会（以下、連絡会という。）」を開催している。

連絡会は市内外の林業経営体、森林所有者の代表、NPO法人理事長等が構成員となり、市農政課が事業の説明や報告を行うもので、情報の共有を主な目的としている。現在は森林整備に関する事項が主な議題となっているが、将来的には建築事業者や木材生産業者を構成員に加え、木材利用の議題にも取り組むこととする。

### (4) 森林・林業の担い手の育成・活用と林業生産基盤の整備

本市には、森林整備の担い手となる林業経営体や人材が極端に不足している。林業経営体等が人材を育成するため、国事業等を利用して人材の育成を図る。

また、計画的な森林整備を進めるため、開設した林道の改良や作業道整備を推進する。

### (5) 鳥獣害被害の拡大防止

シカの害が深刻となっており、対策を進めるため、「三島市鳥獣被害防止計画」を策定し、捕獲数の目標を定め計画的な捕獲に努めるとともに、捕獲資機材の導入や猟友会の運営支援等を実施していく。



## 第2 森林整備の基本的方針

### 1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-3に示す。

表 1-3 森林の機能と望ましい森林の姿

機能	働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等の資源を生産する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林木の生育に適した森林土壌を有している。</li> <li>・ 適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が高い。</li> <li>・ 林道等の生産基盤が適切に整備されている。</li> </ul>
公益的機能	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。</li> <li>・ 下層植生とともに樹木の根が発達している。</li> </ul>
	山地災害防止機能／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。</li> <li>・ 適度な光が差し込み、下層植生が発達している。</li> <li>・ 必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。</li> </ul>
	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。</li> </ul>
	保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。</li> <li>・ 身近な自然とのふれあいの場として適切に管理されている。</li> <li>・ 必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	文化機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。</li> <li>・ 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。</li> </ul>
	生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原生的な森林生態系を保持している。学術的に貴重な生物種が生育・生息している。</li> </ul>

## 2 森林整備の基本的な考え方

### (1) 森林の機能別の区域設定の基準

表 1-3 に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表 1-4 のとおり定める。

表 1-4 森林の機能別の維持増進を図るための森林とその機能

機 能	森林の機能別の区域	
木材等生産機能	木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)	
水源涵養機能	公益的 機能別 施業 森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
山地災害防止機能 土壌保全機能		山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
快適環境形成機能		快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能		保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

### (2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表 1-5 のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表 1-6 のとおり定める。



表 1-5 施業の方法（施業種）

区 域	施 業 種	主 伐	間 伐
木材等生産機能維持増進森林  木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関する事項」とおりのとおりとする。	Ⅱの第3の1「間伐をなすべき標準的な間伐の方法」に示すとおりのとおりとする。
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に10年加えた林齢以上とし、その下限を表1-6に示す。	
山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-6に示す。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。
快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	複層林	Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。	

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」（施業種は「伐期の延長」）と「保健文化機能維持増進森林」

(施業種は「複層林」) 区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に 10 年加えた林齢以上」、伐採率は「70%以下」とする。

表 1-6 主伐の時期 (伐期齢) の下限

施業種	樹種 (林齢)						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラクスギ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	80	90	70	60	100	30	50

※ 1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※ 2 複層林は、通常伐期と同様とする。

※ 3 標準伐期齢は、Ⅱの第1の表 2-3 を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

表 1-4 に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表 1-7 のとおり定める。

表 1-7 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。</li> <li>・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。</li> <li>・施業種は、「通常伐期」とする。</li> <li>・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。</li> <li>・施業種は、「通常伐期」とする。</li> </ul>
公益的機能別施業森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。</li> <li>・施業種は、「伐期の延長」とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>・溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要なた谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。</li> <li>・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。</li> <li>・施業種は、原則「長伐期」とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。</li> <li>・施業種は、「長伐期」とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</li> <li>・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。</li> <li>・施業種は、原則「複層林」とする。</li> </ul>



### 3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

#### (1) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとし、区域設定の基本方針を別紙1に示す。

##### ア 旧三島町地域

旧三島町地域は昭和25年～30年頃に植林されたヒノキ等の人工林が多く占め、最上部には182haの箱根山組合直轄林が存在する。

この地区は箱根山組合が「箱根山共有地三島直轄林整備事業計画」に基づき、森林環境保全を原則とした公益的機能の役割を果たす悠久的な森づくりを進めており、森林ボランティア団体NPO法人三島フォレストクラブと協働で災害防止・水源涵養機能の充実、生物多様性豊かな森づくりを目指し日々活動しながら森林の大切さの理解を求めている。

また、沢地川、山田川等の水量を支える本市の水源地帯となっている区域については、水源涵養機能を高度に発揮させ、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。

森林施業が行われていない地域では林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、森林の成長量が大きくなるよう、形質の良好な木材からなる森林を目指すものとする。

##### イ 北上地域

北上地域は急峻な山地が多く、土砂崩壊・流出等が多くみられており、山地災害防止機能等、森林に求められる公益的機能への期待は高い。

山脚の固定等に必要なたし工や土留工等の施設の設置など治山事業を推進し、山地災害防止機能・土壌保全機能を維持しながら、林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、森林経営計画に基づいた適正な森林施業を実施し、適度な光が差し込み、下層植生が発達している森林を目指すものとする。

写真 1-10 箱根接待茶屋の森



写真 1-11 佐野地区治山工事



### ウ 錦田地域

箱根峠から三嶋大社を結ぶ箱根旧街道が縦断しており、多くの市民が当地区の森林の中をハイキングする地区である。山間部には、国指定史跡である山中城跡公園、箱根西麓・三島大吊橋があり、多くの観光客が訪れる。この地域の森林は、ヒノキ等の人工林が多くを占めており、木材生産機能を高める必要があり、かつ、観光客の目にふれるので、荒廃森林をなくし、下層植生のある健全な森林とするため、適切な間伐等の整備をする。

### エ 中郷地域

当地区の森林のほとんどは、集落の近郊に存在しており、里山として利用されていたため、広葉樹が半分近くを占めている。

現在は生活様式の変化に伴い里山が利用されなくなっているが、向山古墳群公園及び周辺は人・自然との共生の場として整備が行われている。

人口の増加に伴い森林は減少しているが、残された森林を適正に管理し、市民の快適な生活環境を維持していく必要がある。

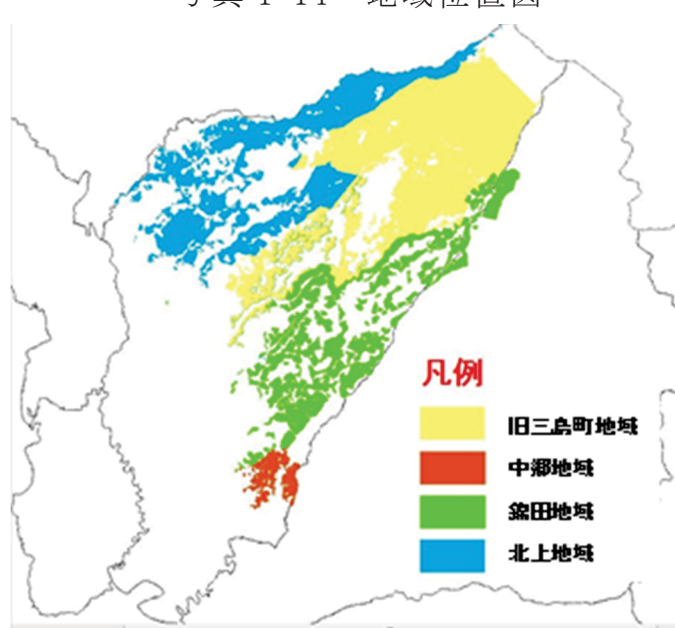
写真 1-12 箱根西麓・三島大吊橋



写真 1-13 向山古墳群公園及び周辺



写真 1-14 地域位置図



## (2) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表 1-8 のとおり定める。

表 1-8 区域設定の基本方針

区域	区域設定の基本方針	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くを占める森林を面的に設定</li> </ul>	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩傾斜地で、比較的林道から近くに位置する効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に設定</li> <li>・山地災害のおそれのある森林は対象としない。</li> </ul>	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箱根西麓（一体整備相当区域においては三島北の一部および、三島東）に位置する森林を面的に設定</li> <li>・水源かん養保安林に指定されており、地域の用水源となっている森林を面的に設定</li> </ul>
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定</li> </ul>
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山の森林を設定</li> </ul>
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然環境や景観を有する「箱根接待茶屋の森」や、「推定平安鎌倉古道」が位置する箱根山組合直轄林（旧県営林）を設定</li> <li>・市内外から利用者が訪れる市立箱根の里周辺を設定</li> </ul>



(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表 1-9～11 のとおり設定する。

表 1-9 地域別の森林の区域

地域	機能区分					施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
旧三島町地域 4、16～ 34 林班	○	○	○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、箱根西麓に源を発する沢地川の上流部が土砂流出防備保安林に指定されている。	74.59
	○			○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	6.66
	○	○			○	複層林	市民が自然とふれあう森林、生物多様性のある森林づくりを実施していく。	199.61
	○	○				伐期の延長	箱根西麓の源を発する沢地川、山田川の上流部が水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。	662.27
	○					通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	185.19
北上地域 1～3、 5～12、 14～15 林班	○	○	○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、箱根西麓に源を発する境川上流部が土砂流出防備保安林に指定されている。また、水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。	192.30
	○	○				伐期の延長	箱根西麓に源を発する境川の上流部が水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。	2.95
	○					通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	516.18

	○		○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。(林班 37 準林班い小班 5, 6 を含む)	4. 26
	○			○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	4. 94
錦田地域 35～44 林班	○			○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	9. 21
	○	○				伐期の延長	山田川の水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する (林班 24 準林班ろ～ちを含む)	102. 33
	○	○	○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、箱根西麓の源を発する山田川上流部が土砂崩壊防備保安林に指定されている。	4. 71
	○					通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。(林班 33 準林班ほ小班 9, 10 を含む)	295. 62
中郷地域 45 林班	○					通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	51. 97
	○			○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	0. 34

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1-10 森林の区域（機能別）

区 分		森林の所在	面積（ha）
木材等生産機能維持増進森林		概要図のとおり	2,313.13
	特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0
公益的機能別 施業森林	水源涵養機能維持増進森林	概要図のとおり	1,238.76
	山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進森林	概要図のとおり	275.86
	快適環境形成機能維持増進森林	概要図のとおり	21.15
	保健文化機能維持増進森林	概要図のとおり	199.61

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1-11 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積（ha）
通常伐期	概要図のとおり	1048.96
伐期の延長		767.55
長伐期		297.01
複層林		199.61
合計		2,313.13

#### 4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域  
該当なし

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

### ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-11 のとおり定める。

### イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表 1-12 のとおり定める。

表 1-12 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採方法は、皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。</li> <li>・伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないこととする。</li> </ul>
森林の区域	別紙 3 のとおり 【面積 258.52ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。</li> <li>・竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。</li> </ul>
森林の区域	別紙 3 のとおり 【面積 21.15ha】

(3) 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表 1-13 のとおり定める。

表 1-13 竹林の取扱い

管理の目的		整備・保全の考え方
資源として 整備、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ たけのこ、竹材の生産</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>・ 生産、流通、加工体制の整備</li> <li>・ 利用技術の開発、バイオマス利用</li> <li>・ 地域の特産品等としての活用</li> </ul>
竹林として 整備、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全</li> <li>・ 竹林の防災機能の活用</li> <li>・ 憩いの場、教育の場等として活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的に合わせた適正管理を推進</li> <li>・ 管理体制の整備及び管理する人材の育成</li> <li>・ 体験教育等の機会を創出</li> </ul>
竹林として ではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林景観及び環境の保全</li> <li>・ ふれあいの場、体験教育の場等として活用</li> <li>・ 防災機能等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 竹林の拡大防止</li> <li>・ 伐採や枯殺後、樹種転換</li> <li>・ ふれあい、体験教育等の機会を創出</li> <li>・ 地域住民やNPO等との協働による森林づくり</li> </ul>



### 第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

#### 1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

#### 2 森林施業の共同化の促進

森林組合や林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進します。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

#### 3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成していく。

また、就業前の情報提供や就業支援講習会等により新規就業の促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。